



お借入れ時  
満20歳以上満45歳以下の方  
**上乗せ金利0%**  
ご加入OK!

2021年**5月31日**月  
住宅ローンお申込み受付分まで

新規の方も  
借換えの方も

もしもの際にも、安心をプラス

# 〈地銀協〉がん保障特約付 リビング・ニーズ特約付 団体信用生命保険

0  
ゼロ

満20歳以上満45歳以下の方

**対象期間中、上乗せ金利  
でご加入いただけます!**

お借入れ時の年齢	上乗せ金利	
	対象期間外	対象期間中※
満20歳以上 満45歳以下	年0.20%	なし
満46歳以上 満50歳以下		年0.20%

※対象期間:2020年8月1日(土)~2021年5月31日(月)に住宅ローンをお申込みされた方

くらしに  
プラス  
安心

**死亡・高度障害保障に、がん保障がプラス!**

「がん」と診断確定された等、所定の支払事由に該当された場合

**住宅ローン残高が 0円**

### 団体信用生命保険

万一、死亡・高度障害状態に該当されたとき住宅ローン残高相当額の保険金が支払われます。

プラス

### がん保障特約

「がん」と診断確定されたとき住宅ローン残高相当額の保険金が支払われます。

プラス

### リビング・ニーズ特約

余命6ヵ月以内と判断されるとき、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われます。

- 保険金のお支払いには所定の条件があります。
- 保険金が支払われる場合であっても利息の一部をご負担いただく場合があります。

所定の条件がありますので、くわしくは裏面をご覧ください。



池田泉州銀行

S I H D

## 地銀協がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険

**ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。** お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。

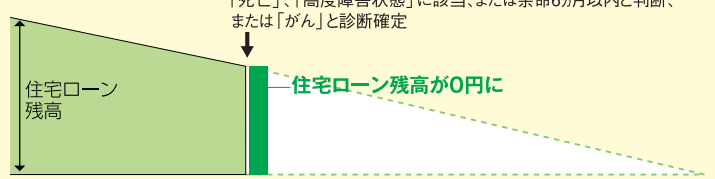
(この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会が保険契約者となり、住宅ローンをご利用される方を被保険者とした団体信用生命保険です。一般社団法人全国地方銀行協会が保険契約者として保険料を負担しますので、お客さまのご負担はございません。)

### この保険制度の特徴

<b>死亡</b>	保険期間中に死亡されたとき
<b>高度障害</b>	保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき(※1)
<b>がん(悪性新生物)</b>	保障開始日から90日を経過した日以降に、所定の悪性新生物(上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは除く)に罹患したと医師により診断確定されたとき(※2)
<b>リビング・ニース</b>	保険期間中に、余命6ヵ月以内と判断されたとき(※3)

住宅ローン残高を保障し完済

### 【お支払いのイメージ】



※お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。  
 ※悪性新生物(がん)を原因として死亡された場合、がん保険金のご請求がなく死亡保険金でご請求された場合、がん保険金よりも少額の死亡保険金が支払われる可能性があります。十分ご注意ください。  
 ※リビング・ニース特約保険金のご請求がないまま、死亡保険金のご請求をした場合、リビング・ニース特約保険金より少額の死亡保険金が支払われる可能性があります。ご注意ください。

### ご加入について

①加入対象者：新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、地銀協がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険制度にはご加入いただけません。○がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方 ②加入手続き：「申込書兼告知書」をご提出いただきます。

なお、借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には、事務幹事会社所定の専用診断書をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

## 一般社団法人全国地方銀行協会 がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険の概要

保険金等名称	がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険	
この保険の特徴	この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、会員銀行(以下、銀行といいます)を保険金受取人とし、銀行から住宅ローン等を借入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。	
お支払事由	死亡保険金	・保険期間中に死亡されたとき
	リビング・ニース特約保険金	・保険期間中に余命が6ヵ月以内と判断されたとき(※) (※)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。
	高度障害保険金	・保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
がん保険金	・保険期間中に、所定の悪性新生物(がん)(注)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ●保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ●保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ●保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (注)悪性新生物のうち、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。	
	がん保険金	・保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき (1)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき (2)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき (3)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき (4)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき (5)告知義務違反による解除 (6)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7)重大事由による解除の場合 (8)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき
保険金額	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(減額)します。被保険者一人あたりの限度額は、他の会員銀行からの借入も含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサポート団信制度」および「地銀協引受緩和団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」および「地銀協ダブルサポート団信制度」間では通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。	
保険金が支払われない場合	名称	次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。 保険金をお支払いできない場合 (1)保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4)戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5)告知義務違反による解除 (6)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (7)重大事由による解除の場合 (8)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき
	がん保険金	(1)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき (2)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき (3)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき (4)告知義務違反による解除 (5)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (6)重大事由による解除の場合
保障開始日	融資実行日または事務幹事会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。	
保障終了日	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・融資を受けた銀行の賦払債務者がなくなったとき ・保険金の支払事由に該当されたとき ・融資について期限の利益を失ったとき ・所定の年齢に達したとき	
告知に関する事項	・この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をいただく義務があります。 ・この書面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、告知日(記入日)現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、この「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知(記入)してください。 ・なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございます。ご了承ください。	

(備考)※1…「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った

もの  
 ※2…お支払事由詳細は「申込書兼告知書」に添付の「がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。  
 ※3…余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。がん保障特約とセットで付加されます。

保険正式名称	がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受(事務幹事会社:明治安田生命保険相互会社)

(ご注意) この「一般社団法人全国地方銀行協会 がん団信制度の概要」は、がん保障特約付リビング・ニース特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。